

【国民生活事業】[新型コロナ関連] 生活衛生改善貸付に関するQ & A

(令和6年7月1日現在)

Q 新型コロナ関連の生活衛生改善貸付の内容を教えてください。また、申し込みたいのですが、どうしたらよいですか。

A ご融資制度の内容は、[こちら](#)をご覧ください。

今後のお申込手続きは、ご加入の生活衛生同業組合、もしくは都道府県生活衛生営業指導センターにご相談ください。

Q 日本公庫の既存融資を借換えるだけの利用は可能ですか。

A お借換日までの利息等は必要ですが、基本的には可能です（注）。

（注）借換は、新たな融資により既存融資を完済させることであり、既存融資残高の一部のみの借換はお取り扱いできません。

Q ご利用いただける方の中に「最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方」とありますが、前6年の全ての同期は、店舗の建替期間中であり売上が発生しなかったため、最近1ヵ月間の売上高および過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高と前6年の全ての同期の売上高とを比較しても5%以上減少していません。現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのですが、このような場合は、新型コロナ関連の生活衛生改善貸付は利用できないのでしょうか。

A 前6年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含みます。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できますので、お申込やご面談の際にご相談ください。